

新潟市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月3日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第32号

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第1条 新潟市市税条例(昭和37年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の2」に、「第137条の8」を「第137条の7」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号に掲げる者のいずれか」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第21条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第23条の3各号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第44条第4項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第54条を次のように改める。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第54条 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、3分の1とする。

第59条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第86条第2項中「厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)」を「療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図る

ため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第146条の3第2項中「第701条の41」の次に「又は法附則第33条」を加える。

附則第3条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第8条の2第11項中「3分の2」を「2分の1（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域においては、6分の5）」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

11 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、5分の4とする。

12 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項の規定において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「附則15条の9第9項」を「附則第15条の9第9項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則

第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改める。

附則第14条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

附則第15条の5第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第15条の6第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

附則第16条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第16条の2第1項各号列記以外の部分中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 64万円

附則第16条の2第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第16条の3第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 192万円

附則第16条の3第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第17条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第3項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第17条の2第1項、附則第17条の2の2第1項、附則第17条の4第1項並びに附則第17条の6第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第17条の7第1項及び第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の

3」を「100分の4」に改める。

附則第19条の4中「若しくは第42項」を「, 第39項, 第42項若しくは第44項」に改める。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第14条第1項の表第78条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第78条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中新潟市市税条例第21条第1項及び第23条の3各号の改正規定並びに附則第15条の5第1項, 第15条の6第1項第1号, 第16条第1項, 第16条の2第1項各号, 第16条の3第1項各号, 第17条第1項及び第3項, 第17条の2第1項, 第17条の2の2第1項, 第17条の4第1項, 第17条の6第1項及び第3項並びに第17条の7第1項及び第3項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成30年1月1日

(3) 第1条中新潟市市税条例附則第8条の2第11項の改正規定(「3分の2」を「2分の1(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域においては, 6分の5)」に改める部分に限る。)並びに附則第3条第5項及び第7項の規定 平成30年4月1日

(4) 第1条中新潟市市税条例第16条の改正規定及び附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第44条第4項の規定は、平成29年4月1日以後に新条例第44条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条の2第11項の規定は、附則第1条第1号に掲げる施行の日以後に新たに取得される地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「平成29年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第39項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第12項の規定は、新法附則第15条第44項に規定する特定

事業所内保育施設に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第13項の規定は、平成30年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された平成29年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 この条例による改正後の新潟市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中事業所税に関する部分は、平成29年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成29年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成29年前の年分の個人の事業及び平成29年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計

画税について適用し，平成28年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。